

2020年10月12日

## 吸収分割に係る事後開示書面

インパクトホールディングス株式会社  
代表取締役社長 福井 康夫

インパクトフィールド株式会社  
代表取締役社長 野口 将和

インパクトホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます）及びインパクトフィールド株式会社（以下「承継会社」といいます）は、分割会社と承継会社との間の2020年7月11日付の吸収分割契約に基づき、分割会社の事業の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という）を行いましたので、分割会社にあつては会社法第791条第2項の規定により、承継会社にあつては会社法第801条第3項の規定により、以下の通り開示します。

1. 本件吸収分割が効力を発生した日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年10月1日

2. 分割会社における会社法第785条、第787条及び第789条の期待による手続の経過

（会社法施行規則第189条第2号）

イ 吸収分割会社における株主の差止請求について

本吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

ロ 反対株主の株式買取請求手続について

本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

ハ 新株予約権者の新株予約権買取請求手続について

分割会社は新株予約権を発行していないため、当該事項はありません。

ニ 債権者保護手続について

本件吸収分割において、分割会社の債権者には、会社法第789条第1項第2号に定める債権者に該当するものがないため、会社法第789条第2項の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第797条の規定及び会社法第799条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第189条第3号）

イ 反対株主の株式買取請求手続について

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第796条の2の規定に定める請求はありませんでした。

ロ 新株予約権者の新株予約権買取請求手続について

承継会社は新株予約権を発行していないため、当該事項はありません。

ハ 債権者保護手続について

承継会社は、会社法第 799 条の規定に基づき、本分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう、2020 年 7 月 20 日に官報にて公告を行い、かつ知れたる債権者に対して個別催告を行いました。本分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項  
(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2020 年 10 月 1 日をもって、分割会社からセールス&プロモーション事業の権利義務を承継業並びに当該事業に付随する事業に係る資産を承継しました。これにより承継した資産は 1 百万円であり、負債は 0 円であります。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)

本件吸収分割に係る分割会社及び承継会社の登記変更は、いずれも 2020 年 10 月 12 日付でなされました。

6. 前各項に掲げるもののほか、本件吸収分割に関する重要事項 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)  
該当事項はありません。

以上